

専決処分の報告について（開成町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて）

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和5年9月7日提出

開成町長 山 神 裕

専 決 処 分 書

町長の専決処分事項に関する条例（平成 22 年開成町条例第 11 号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 8 月 30 日

開成町長 山 神 裕

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、同法の条項及び用語を引用する規定を整理する必要があるため、別紙のとおり開成町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

開成町条例第20号

開成町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

開成町災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年開成町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第32条第1項の規定による本町に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に支給する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条において準用する法第32条第1項の規定による派遣職員に支給する武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において準用する法第32条第1項の規定による派遣職員に支給する<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による派遣職員に支給する災害派遣手当</u>（以下「手当」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第32条第1項の規定による本町に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に支給する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条において準用する法第32条第1項の規定による派遣職員に支給する武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において準用する法第32条第1項の規定による派遣職員に支給する<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による派遣職員に支給する災害派遣手当</u>（以下「手当」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。